

秋田市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年4月1日
NPOきらら居宅介護支援事業所	秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス1階	令和6年5月15日
指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	秋田市将軍野東一丁目7番28号 プラントールⅡ103号室	令和6年6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年3月31日
キングタクシー訪問介護事業所	秋田市山王三丁目1番17号 キングビル2階	令和6年6月30日
東通デイサービス	秋田市東通八丁目1番41号	令和6年6月30日

### 3 変更

	事業所名称	所在地	変更年月日
旧	ひがし稲庭クリニック 介護支援センター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	令和6年6月1日
新	稲庭クリニック介護支 援センター	秋田市南通亀の町2番21号	